

グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法施行令、公布

去る6月16日、政令208号「法人税法施行令の一部を改正する政令」(以下、「政令」という)が公布された。令和5年度税制改正において法人税法にグローバル・ミニマム課税(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税)に関する基本的な用語の意義、所得・課税額の計算および申告手続等の概要が定められたが、その詳細を定めたもの。

ただし、政令においても財務省令に委任する箇所が数多く見受けられる。

政令の概要

第2の柱のモデルルールを法人税法の法体系として組み込むために必要となる用語の意義や計算手続の詳細が条文化されている。

たとえば、個別計算所得等の金額の計算(改正法令155の18以下)では、同ルール第3章に定める各調整項目のほか、2023年2月に公表されたガイドランスで追加されたルールも含めて条文化されている。

政令は、2024年4月1日から施行される。

今後の法制化の動向

財務省令も近日中に公布されるものと見込まれる。

一方で、会計上の処理に依拠するもの(調整後対象租税額の計算(改正法令155の35)における税効果会計の処理など)等の詳細は財務省令に委任するものが多く見受けられる。

なお、セーフハーバー等の経過措置に係る政令改正附則も定められている。

また、モデルルールのコメントリーに対応する詳細な解釈は、通達やQ&Aにより明らかにされるものと見込まれる。BEPS包摂的枠組みにおいて適格な制度であると認められる必要があるため、今後もモデルルールに従い法制化されるものと考えられる。

会計

JICPA公表実務指針等の移管に関する意見募集、公表

—ASBJ

去る6月13日、企業会計基準委員会が第503回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

JICPAが公表した実務指針等の移管

前回の親委員会(2023年6月20日号(No.1680)情報ダイジェスト参照)に引き続き、JICPAが公表している会計に関する実務指針等を、ASBJに移管するプロジェクトについての意見募集文書案が示

され、審議された。

出席委員全員の賛成により、公表議決された(6月20日公表。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/misc/misc_others/2023-0620.html)

コメント期限は8月25日)。

パージナルスピンオフの会計処理

第104回企業結合専門委員会(2023年7月1日号(No.1681)情報ダイジェスト参照)に引き続き、例外的な取扱

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

令和5年4-6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和5年4-6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,548社
回答企業数 11,042社
回収率 75.9%

景況 ●貴社の景況
令和5年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は2.7%ポイントとなり、令和4年10～12月期以来2期ぶりの「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超となりましたが、中小企業は「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業・中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は令和5年10～12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。

●国内の景況
令和5年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は15.2%ポイントとなり、令和4年10～12月期以来2期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「上昇」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「上昇」超で推移する見通しとなっています。

雇用
令和5年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は22.6%ポイントとなり、平成23年9月末以降48期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高
令和5年度は、2.7%の増収見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益
令和5年度は、▲4.4%の減益見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

設備投資
令和5年度は、11.2%の増加見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位: %ポイント)

		令和5年1～3月	令和5年4～6月	令和5年7～9月	令和5年10～12月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲3.0	2.7	8.6	10.4
	製造業	▲10.5	▲0.4	11.2	17.2
	非製造業	0.6	4.1	7.4	7.2
中堅企業	全産業	▲4.8	1.9	8.0	10.6
	製造業	▲17.2	▲7.6	5.4	16.6
	非製造業	▲1.3	4.5	8.8	8.9
中小企業	全産業	▲17.4	▲6.6	▲0.8	3.5
	製造業	▲23.9	▲11.8	▲6.9	3.2
	非製造業	▲16.2	▲5.6	0.4	3.6

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位: %ポイント)

		令和5年1～3月	令和5年4～6月	令和5年7～9月	令和5年10～12月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲2.9	15.2	12.0	8.6
	製造業	▲7.4	8.7	10.5	9.9
	非製造業	▲0.8	18.3	12.7	8.0
中堅企業	全産業	▲8.7	13.9	10.7	10.8
	製造業	▲13.5	2.6	6.2	11.4
	非製造業	▲7.4	17.0	12.0	10.6
中小企業	全産業	▲18.7	4.7	2.2	3.3
	製造業	▲22.7	0.1	▲1.8	4.2
	非製造業	▲18.0	5.6	3.0	3.2

この範囲等について審議された。

前回、スピントフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について、原則として時価で配当したものと会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が次の一部留保の株式分配（按分型）については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けるとする2案を示した。

- 案1…子会社株式にも関連会社株式にも該当しない
- 案2（事務局提案）…子会社株式

会計

パシヤルスピントフの限定的な取引の会計処理を早期検討へ

—ASBJ、企業結合専門委

去る6月21日、企業会計基準委員会は第105回企業結合専門委員会を開催した。

第104回（2023年7月1日号（No.1681）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「パシヤルスピントフの会計処理」について審議された。

基準開発の方向性

事務局は、前回の企業結合専門委員会にて、基準開発の範囲

に該当しない

聞かれた意見を踏まえ、連結財務諸表上の支配の喪失におけるいくつかのパターンにつき、具体的な会計処理を示して検討された。事務局から、個別は案2とし、連結は、支配を喪失する株式分配については例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別の取扱いと同じとする案が示された。

委員からは案2への賛意が多く聞かれた。

として案B（パシヤルスピントフに限定せず、連結財務諸表における子会社株式を配当した

ケースを網羅的に示すことを目的として、想定しているすべてのパターンにおける会計処理の定めを設ける）を進めていく考えを示していた。

(1) 親委員会での議論

6月13日開催の第503回親委員会では、委員から、「現実

ポジティブ・メンタルヘルス

Twitterを始める10年を思いついたらー

メンタルクリエイター 江口毅

起業して10年が経ちました。感謝の気持ちを込めて、周年記念イベントを開催することを検討しました。しかし、ロゴ入りボール

ペンを作成するというのも差がないし、記念講演会や記念パーティを企画するのも気恥ずかしい、どうしたものかと考えあぐねていました。

そこで、アイデアを出すために、苦手意識があっても今まで避けていたことや食わず嫌いで手を出してこなかったことは何だろうかと考えました。真っ先に浮かんだのがSNSでした。

苦手に思っていた2つの理由とそれぞれに対するアンチテーゼを挙げていきます。

① 宛先のない手紙は書けない

筆者は、よく手紙や葉書を書きますが、そこには当然宛先があります。しかし、SNSの投稿には宛先がなく、みんなは一体誰に向けて書いているのかとずっと疑問でした。しかし、どのような文章でも宛先はあるものだと思います。このコラムも連載100回を超えています。こんなことで躓いている人のために何か伝えたい、「今日の仕事で落ち込んでる人」、少しでも元気になってもらいたい」などと毎回宛

先を想定しています。そうすると、SNSの投稿にも宛先は存在すると考えることができます。

かという観点で、ケチな発想だと反省しました。多くの皆様のおかげで10年間順調に事業を営むことができたわけですから、何かしらの形で社会に還元していかなければなりません。仕事につながるかどうかという損得勘定ではなく、自身の人生経験や仕事で得た知恵を伝えることで少しでも世の中の役に立ちたいという発想が思返しになります。

② 面と向かって意見は言うものだがSNSで発言している人に対して、直接相手に向き合うことなく、自分は安全な場所において好き勝手なことを言う姿勢をずるいと思っていました。しかし、意見は面と向かって言う類いのものだけではないと思ひ直しました。一人でも多くの人が知ってほしいという目的で意見を言うこともあります。また、一般の人の場合、対面で集団に対して意見を言う機会ほとんどないでしょうから、SNSはそのようなときに活用できます。実際、SNSを通じて世の中で起きている偏見や差別を知ってもらい、それが社会運動に発展していくこともあるのですから、SNSの場で伝えるという行為も一定の価値があるといえます。

「こころで理屈をこねまわしてきましたが、冷やし中華始めました」ではなく、Twitter始めました。いや、古いですね。言い方を変えましょう。「江口、Twitter始めたついでに」。ダメだ、今風のように表現すればいいかわかりません。とにかく今更ですがTwitterを始めましたので、よろしければご覧ください。

苦手な理由が解消した後に浮かんだのが、「SNSは、筆者のよくなBtoBの仕事の役に立つのか」という問いです。SNSはBtoCの仕事においては効果があるが、BtoBの仕事においては効果がないと考えていました。しかし、そもそもビジネスに役に立つか立たないか、効果があるかない

「こころで理屈をこねまわしてきましたが、冷やし中華始めました」ではなく、Twitter始めました。いや、古いですね。言い方を変えましょう。「江口、Twitter始めたついでに」。ダメだ、今風のように表現すればいいかわかりません。とにかく今更ですがTwitterを始めましたので、よろしければご覧ください。

「こころで理屈をこねまわしてきませんが、冷やし中華始めました」ではなく、Twitter始めました。いや、古いですね。言い方を変えましょう。「江口、Twitter始めたついでに」。ダメだ、今風のように表現すればいいかわかりません。とにかく今更ですがTwitterを始めましたので、よろしければご覧ください。

「こころで理屈をこねまわしてきませんが、冷やし中華始めました」ではなく、Twitter始めました。いや、古いですね。言い方を変えましょう。「江口、Twitter始めたついでに」。ダメだ、今風のように表現すればいいかわかりません。とにかく今更ですがTwitterを始めましたので、よろしければご覧ください。

「こころで理屈をこねまわしてきませんが、冷やし中華始めました」ではなく、Twitter始めました。いや、古いですね。言い方を変えましょう。「江口、Twitter始めたついでに」。ダメだ、今風のように表現すればいいかわかりません。とにかく今更ですがTwitterを始めましたので、よろしければご覧ください。

に発生する可能性が高いと考えられるパーシャルスピノフに絞って、『支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合（例外的な取扱い）』に限定して定めを設ける」とする案Aを支持する意見が多く聞かれた。

これを受け、事務局から「まずは現実によく取引が発生し得るファクトパターンに限定して基準開発を行い、他のパターンはニーズに応じて追加検討する」との方向性が示された。

(2) 専門委員会での議論
事務局から、(1)の親委員会の議論の内容が紹介され、「早期の基準開発を優先して行っていく」との説明がされた。

専門委員からは、「案Aで進めるということは、すなわち、例外的な取扱いの範囲は案1（子会社株式および関連会社株式）にも該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）について例外的な取扱いをする」ということになる。これまで専門委員会では、案2（子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型））について例外的な取扱いをする（を前提に話を進めてきたが、今後案2に該当するようなパターンについて検討する余地はあるのか」といった

意見が聞かれた。

事務局は、「案1、案2ということではなく、現時点で発生する可能性が高いと考えられるファクトパターンについての会計処理を定めていく。ただし、今後他のさまざまなパターンのニーズが出次第、検討する可能性はある」と説明した。

税効果会計の処理

事務局は、前記の基準開発の方針に該当する会計処理（支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合（例外的な取扱い））に係る税効果会計について、「個別財務諸表上の子会社に対する投資の簿価と連結財務諸表上の子会社に対する簿価が異なることから、子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異に係る繰延税金資産の会計処理が論点となる」という考えを示した。

その論点に対して、税効果会計適用指針22項を挙げたうえで、「個別財務諸表および連結財務諸表のいずれにおいても適正な帳簿簿価で配当したとしても会計処理し、現物配当に係る損益を計上しない」とする事務局案を示した。

専門委員からは、特に異論は聞かれなかった。

会計

ステップ2採用の金融機関の開示について検討

ASBJ、金融商品専門委

去る6月20日、企業会計基準

委員会は第202回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発について、第200

回専門委員会（2023年6月10日号（No.1679）情報ダイ

ジェスト参照）に続き、ステップ2を採用する金融機関における開示の検討が行われた。

事務局提案

前回の議論を踏まえ、事務局から開示に関する基本的な方針として、主に次のような案が示された。

- (1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。
- (2) ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS7号「金融商品：開示」で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとする
- (3) ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議

個別に検討が必要な項目の検討を行う際に、米国会計基準のCECLモデルに基づく情報をどのように取り入れるか検討を行うとする方向性が示された。

専門委員の意見

専門委員からは、事務局案に特段の異論は聞かれなかった。

また、「在外子会社の検討について、ステップ4での開示と異なるのでは」との意見が聞かれ、事務局から「ステップ4の議論次第のため、現段階では記載していない」との回答があった。

経理用語の豆知識

1株当たり当期純利益の算定

1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除して算定する。当期に株式併合または株式分割が行われた場合、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合または株式分割が行われたと仮定する。また、当期の貸借対照表日後に株式併合または株式分割が行われた場合も同様に仮定して算定する。

会計方針の変更または過去の誤謬の訂正により財務諸表に遡及適用または修正再表示が行われた場合には、表示期間の1株当たり当期純利益を、遡及適用または修正再表示後の金額により算定する。

企業結合年度の翌年度の財務諸表とあわせて表示する企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映されている場合、当該見直しが反映された後の金額により算定する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年6月13日	女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)	内閣府	女性活躍・男女共同参画の取組みを加速するための方針を取りまとめたもの。このなかで、プライム市場上場企業を対象とした女性役員について、2025年をめどに1名以上の選任、2030年までに比率を30%以上とするといった数値目標の設定等に関する規定を、取引所規則に設ける取組みを進めることが盛り込まれた。 https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2023_honbun.pdf	—
2023年6月16日	トランジション・ファイナンスにかかるフォロアアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～	金融庁・経済産業省・環境省	トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性を向上することを目的として、特に資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するための手引きとして取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/singji/20230616.html	—

金融

曖昧なメッセージで不透明さが残る米FRB議長会見

パウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長は6月14日、連邦公開市場委員会（FOMC）後の記者会見で今後の展望を述べたが、その意思決定プロセスについては不透明さが残る。議長はまず、FRBの2つの政策目標について言及し、「雇用の最大化と米国民にとっての物価安定を推進する」ことを明言した。昨年以來、政策金利を5%引き上げ、さらに購入資産の残高圧縮を進め、急速な量的引締め策が取られた。この引締め策について、「どの程度経済に影響を与えるかは不確実であり、信用収縮からマイナスの影響を受ける可能性も潜んでいる」と述べている。

また、議長は、昨年の米国経済の大幅な減速を鑑みて、今後の成長は鈍化するとの見方を示したが、現在の雇用市場の状況とは一致していない。議長は、「雇用市場では需給が非常にひっ迫しており、過去3カ月間で毎月平均28・3万人の新規雇用が生まれている」と説明した。これは、議長の経済が鈍化するとの見方と矛盾している。さらに、議長はインフレを2%に下げることが「まだ長い道のりである」と述べるのみで、今後の金融政策の方向性については明言を避けた。その一方で、同時に公表された経済見通し（SEP）で、FFレートの中央値は前回3月から0・5%ポイント切り上がっている。本来、この部分の言及は議長会見として必要なはずだ。

総じて市場に対するメッセージとしては曖昧さが否めない。今後、次回FOMCに向けてFRBの具体的な行動を注視する必要がある。

日経平均は6月中旬に33,500円に達した。株価上昇の勢いが目立つようになった4月の月初から、6月半ばまでの2カ月半の上昇率は20%と主要国市場では、とびぬけて1位のパフォーマンス（2位のインド株価はその時期7・7%上昇）である。

日本株急騰の原動力となったのは、海外投資家の買越し急増である。海外投資家は、コロナやウクライナ戦争といった各国の株価の先行き不透明感を強める事象が起こるなかで、日本経済、日本企業の相対的な強さを再発見、再評価したということであろう。

しかし、国内投資家には海外投資家ほど目立った動きはないようにみえる。国内投資家は法人も個人も依然、売越しが基本なのである。国内投資家が動き出すには、日本経済の成長率や日本企業の収益見通しが早く上方修正され、投資の安心感が生まれることが必要だろう。

ところで、日経平均33,500円を投資尺度でみると、海外投資家には一定の投資目標に到達しており、この辺をピークに日経平均は調整局面に入る予感が出ている。こう考える理由は、米株価の方向感がはつきりしないからだ。インフレ鎮静化の見通しが揺れ動き、米連邦準備制度理事会（FRB）の金利政策が株式市場の期待どおりに展開するかどうか、株式市場の見方は大きく分かれている。

総じて金融経済派は警戒論が強いが、実体経済派は景気の底堅さを評価し、金利と景気のソフトランディングが可能という楽観論に立つ。

市場はパウエルFRB議長の一挙一動に極めて敏感になっている。今後、議長の姿勢と市場の期待とのギャップが広がり、株価波乱となるリスクも軽視できない。

こうみると、これからも日本株の独歩高が続くかどうか、疑問である。33,500円からの調整局面はいずれ終わるにしても、その後の株価反発は緩やかなペースにならざるを得ないだろう。

証券

日経平均は想像を超える高値に